

余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領

1 目的

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定した工事の実施に関して必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 余裕期間

契約締結日から工期の始期日の前日までの期間

余裕期間内は、

①主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）を配置することを要しない。

②現場代理人を配置することを要するが、工事現場に常駐しなくてもよい。

※余裕期間内は、他の工事の現場代理人を配置することができる。

なお、他の工事の主任技術者等が当該工事（余裕期間内）の現場代理人となるには、受注者が他の工事の発注者の了解を得ることとする。

③現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、工場製作、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

※測量は現地作業が伴い、工事の着手に該当するため、実施できない。

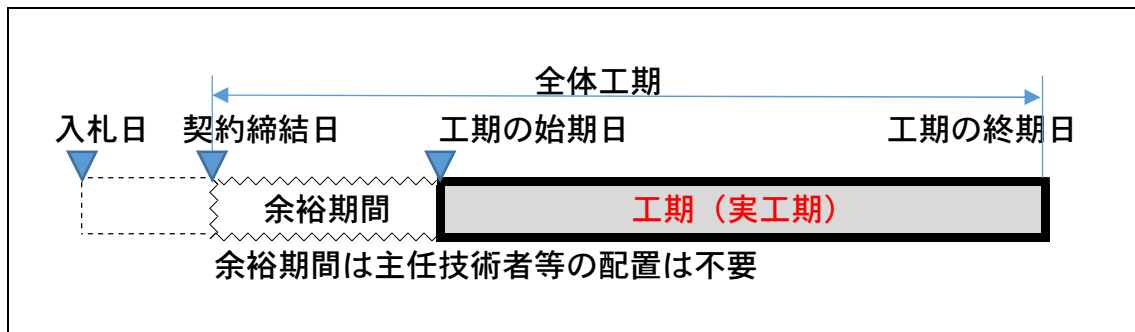
(2) 工期（実工期）

工期の始期日から工期の終期日までの期間

※ 工期＝純工期＋準備跡片付期間＋その他（年末年始等の期間）

(3) 全体工期

余裕期間と工期を合わせた期間



3 余裕期間制度の方式（参考図参照）

余裕期間制度には次の3方式があり、発注者においていずれかの方式を選定する。本制度に適した工事の事例を<別表>にとりまとめたので参考にされたい。

(1) 発注者指定方式 : 発注者が工期の始期日及び終期日を指定する方式

(2) 任意着手方式 : 発注者が示した工期の始期日期限までの間に受注者が

工期の始期日を設定する方式

- (3) フレックス方式：発注者があらかじめ示した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方式

※本制度は受注者の施工時期の平準化を主たる目的としているため、河川工事等の施工期間が限定される工事を除き、受注者が任意で工期の始期日を設定できる②任意着手方式もしくは③フレックス方式による発注が望ましい。

4 余裕期間及び工期の設定

(1) 余裕期間の設定

- ①発注者において、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式から、適用する方式を選定する。
- ②発注者が設定する余裕期間は60日を超えない範囲とする。

(2) 工期の設定

①発注者指定方式

- ・発注者において、工事施行決裁書の起案時に工期の始期日及び終期日を設定する。

②任意着手方式

- ア 発注者において、工事施行決裁書の起案時に工期（工期の始期日から起算して○日間）及び工期の始期日（○月○日）を設定する。
- イ 入札参加者等*は、工期の始期日（○月○日）までの間で工期の始期日を任意に設定し、入札方法に応じた提出時期（下表参照）に、書面（様式1号）により発注者に通知する。

※一般競争入札（事前審査型）においては入札参加者、一般競争入札（事後審査型）においては落札候補者、指名競争入札においては落札者をいう。

③フレックス方式

- ア 発注者において、工事施行決裁書の起案時に全体工期を設定する。
- イ 入札参加者等は、全体工期内で工期を任意に設定し、入札方法に応じた提出時期（下表参照）に、書面（様式1号）により発注者に通知する。

表 入札方法に応じた提出時期

入札方法	提出時期
一般競争入札	資格確認資料提出時
指名競争入札	契約締結まで

(3) 工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方

余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、工事監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

5 契約書へ記載する工期

工期の始期日から工期の終期日とする（余裕期間は含まない）。

6 入札公告等への記載

(1) 記載事項

「工期及び余裕期間を設定することができる期間」のほか、以下に掲げる内容を記載する。

- ① 余裕期間制度を活用した工事であること。
- ② 余裕期間内は、主任技術者等の配置を要しないこと。
- ③ 余裕期間内は、工場製作、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならないこと。

(2) 記載例文

- ① 入札公告等 別紙1のとおり
- ② 特記仕様書 別紙2のとおり

7 前払い金の取扱い

対象工事の前払い金については、契約締結後に請求できるものとする。

8 工期の始期日までの取り扱い

- (1) 契約日から工期の始期日の前日までの期間は、当該工事現場の管理を発注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、契約日から工期の始期日の前日までの期間は、工場製作、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。

9 技術者の通知と専任の確認

(1) 技術者の通知（受注者）

受注者は工期の始期日の前日までに、工期に従事する主任技術者等を決定し、通知書により、契約課に通知する。

(2) 技術者の専任の確認（発注者）

契約課は、受注者から提出された通知書により、工期の始期日における主任技術者等の専任を確認する。

10 その他

(1) 契約保証の期間

契約締結日から工期の終期日までとする（余裕期間を含む。）。

(2) コリンズに登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」

一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム（CORINS）」に登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」は、契約書に記載する工期

(余裕期間を含まない。) とする。

付則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

<別表>

余裕期間制度に適している工事の一例

工 種	理 由	適している方式
河川工事など施工期間が限定される工事 (河川を渡河する橋梁工事等を含む)	出水期に早期発注が可能となり、余裕を持って材料等の手配でき、非出水期当初から着手できる。	①、②、③
植栽工事	樹木の確保に時間を要するため、入手待ちによる時間ロスがなくなる	②、③
新技術・新工法や実績の少ない工法を採用する工事	橋梁耐震補強など、新技術・新工法や実績の少ない工法を採用することが多い工事では、受注者が施工方法や設計内容の照査に時間を確保できる	②、③
継続工事	第1工区施工中にこの制度を利用して、第2工区を発注すれば、空白期間を作らずに施工可能。かつ、第1工区の施工業者(同じ技術者)も入札可能	②、③
材量手配に期間を要する工事	加工材料が多く、現場着手までに時間が必要となる工事 鋼矢板等を大量に使用する等、材料手配に期間を要する工事	②、③
大規模な仮設を含む工事	現地確認、資材調達、発注者との協議時間などに余裕を与えることで現場の安全が確保できる	②、③
機械設備工事	機械設備工事は技術者不足で、技術者の配置に余裕をもてるため	②、③

①発注者指定方式、②任意着手方式、③フレックス方式

(様式1号)

工期通知書

令和 年 月 日

尼崎市長様

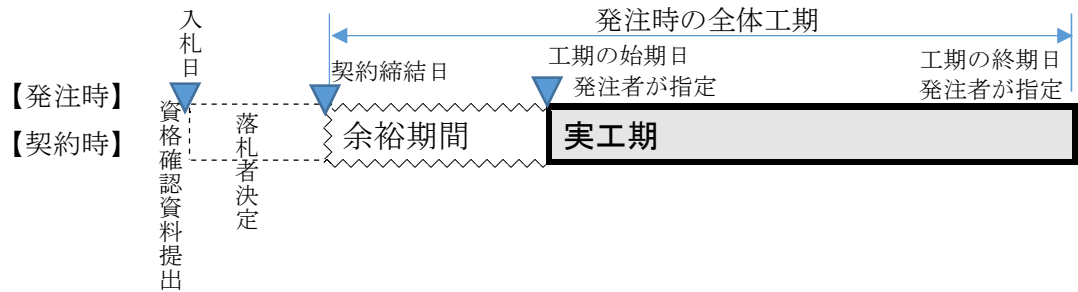
住所
商号又は名称
氏名

次の通り工期を定めたので通知します

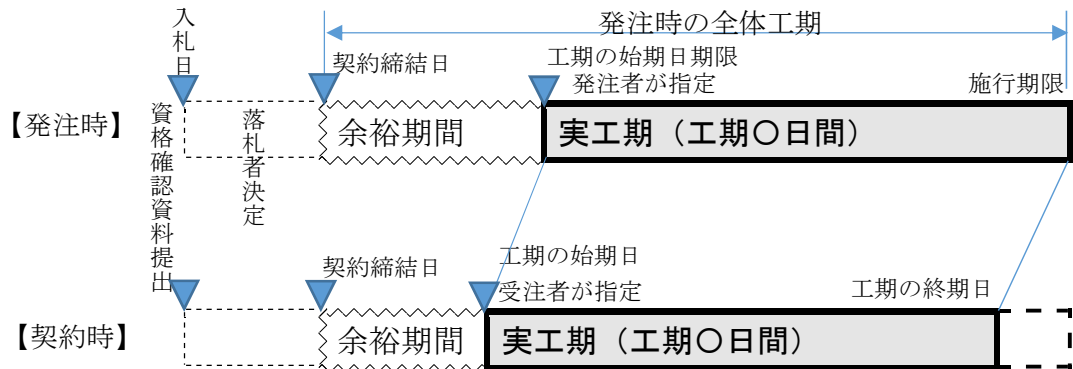
工事名	
工事場所	
契約予定日	令和 年 月 日
工期の始期日	令和 年 月 日
実工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

[参考図] 余裕期間制度の方式

① 【発注者指定方式】 発注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法



② 【任意着手方式】 発注者が示した工期の始期日期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方法



③ 【フレックス方式】 発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法

